

平成28年10月24日

現場代理人の常駐義務緩和について

1. 改正理由

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する規定（標準約款第10条第3項）が追加されたことを受け、現場代理人の常駐義務緩和措置に関する取扱要領を平成23年4月1日より運用しています。

近接工事の発注においては、現工事の施工業者と近接工事を受注した施工業者が同一である場合、間接工事費等を合算調整することにより現場代理人及び主任技術者を兼任できることとしています。このたび、国土交通省の「土木工事積算基準」の改定を受けて、群馬県が「積算基準及び標準歩掛等」を改定し、近接工事の対象を現工事の施工業者と随意契約する場合（特命随契）のみとするよう平成28年10月1日から適用することとされました。

これを機会に、本市においても一層の受注範囲の拡大、建設技術者等の確保が困難なための不調等の回避及び競争性の確保を目的に現場代理人常駐義務の緩和措置の要件を拡大するものです。

2. 改正内容

内容	改正前	改正後
兼任できる限度額	受注金額の合計が3,500万円未満。	受注金額の合計が3,500万円未満。ただし、建築一式工事は7,000万円未満。
兼任できる件数	2件	2件
兼任できる限度額の緩和条件	認定期間が有効な工事成績優良建設業者認定通知書を受けている者は兼任する双方の受注金額を3,500万円未満。	直近の前橋市優良建設業者表彰を受賞している者は兼任する双方の受注金額を3,500万円未満。ただし、建築一式工事は7,000万円未満。
代理人不在時の条件	双方に連絡員を配置	廃止
兼任できない条件	低入札調査対象工事の場合、2年度内に工事成績評定に65点未満の工事がある場合。	低入札調査対象工事の場合、2年度内に工事成績評定に65点未満の工事がある場合。
兼任できる人数	1者につき1人	廃止
兼任できる工事範囲	市内	市内

3. 適用日

平成28年10月24日から施行し、平成28年11月1日以降に入札を実施し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。